第六十七号議案

東京 都福 祉 ホ] L 0) 設 備 及び 運営の 基 準 に 関 す る条 例 0) 部 を改正 する

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百

合

子

東 京 都 福 祉 ホ 1 Δ 0) 設 備 及び 運営 0) 基準に 関する条例 0 部を改正 する

東 京 都 福 祉 ホ] Δ 0) 設 備 及 び 運 営 0) 基 準 に 関 する条例 平 成二 +兀 年 東 京 **小都条例** 第四 + Ŧi. 号) 0) 部 を 次 0) ょ うに 改 Ē す

める。

第三

一条第

川

項

中

「責任

者

0)

設置その

他

. の ட

を削

り、

講じるよう努めなければならない」

を

「講じなけ

れば

なら

な

に改

る。

第十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第 + 条の二 福 祉 ホ L は 利 用 者に 対 Ļ 適 切 な サ 1 ビ ス を 提 供することができるよう、 職 員 0) 勤 務 体 制 を 定 め な け n ば な

らない。

2 福 祉 ホ] L は、 当 該 福 祉 ホ] L 0) 職 員 13 ょ つ 7 サ] ビ スを提供しなけ ń ば ならない。 ただ し、 利用 者の 支援に直接影

及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福 祉 ホ] 4 は、 職 員 0) 資質 向 上 0) た \Diamond O研 修 0) 機 会を 確 保 L なけ れ ば なら な

4 福 祉 ホ] Δ は、 適 切 な サ] ビ ス 0) 提供 を 確 保 す る観 点 か 5, 職 場 13 お 61 7 行 わ れる 優 越的 な関係を背景とした言 動 で あ

7 業務 上 必 要 か 0 相 当な 範 拼 を 超えたも 0) 又は 性 的 な 言 動 K ょ ŋ 職 員 0) 就 業 環 境 が 害 されることを防 止 する た め 0) 方 針 0

確化等の必要な措置を講じなければならない

第 六 + 七 号 議 案 東京 都 福 祉 朩 1 Δ 0 設備 及び運営 0) 基準に関する条例 0) 部を改正する条例

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 時の体 制で早期 福 祉 ホー 0 業 務 Δ は、 再開を図るための計画 感染症や非 常災害 0) (以 下 発生 時にお 「業務継続計画」という。)を策定し、 いて、 利用者に対するサー ビスの 当該業務継続 提供を継続 的 に行 計 画 K 従 及び非 r V 必要

な措置を講じなければならない。

2 福 祉 ホ] 4 は、 職 員に対 し、 業務継続計画 K ついて周 知するとともに、 必要な研 修及び訓 練 を定期 的に実施しなけ n ば な

らない。

3 福 祉 ホ 1 ・ムは、 定期 的 に業務継続計 画 の見直しを行 1, 必要に応じて業務継続計 画 の変更を行うものとする。

第十二条第二項 中 |必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」 に改

める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十五条の二 福 祉 ホームは、 虐待の発生及び再発を防止するため、 規則で定める措置を講じなければならない。

第十六条に次の一項を加える。

3 福祉 ホ 1 ム は、 前項に規定する訓練の実施に当たって、 地域 住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努め なけれ

ばならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、 令和三年四月一日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

2 施行日 から令和四年三月三十一日までの 間、 この条例による改正後の 東京都 福祉 朩 1 ムの設備及び 運営の 基 準に関する

_

例 以 下 改正 後の条例」 という。 第三条第四 項及び第十 五条の二の 規定の 適用に 0 61 ては、 これらの 規定 中 講 じ な

ればならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3 け れば 施行日 ならない」とある から令和六年三月三十一日までの間、 0) は 「講じるよう努め なければ 改 Ê 後 0) ならない」と、 条例第十一条の二の 同 条第二項 規 定 の適 中 用 実施しなければならない 13 0 61 ては、 同 条第 項 中 とある 講じ

は 実 施 するよう努めなければならない」 と、 同 条第三項中 「行う」とあ る 0) は 「行うよう努める」とする。

4 施 行 \mathbb{H} から令 和六年三月三十一日までの 間、 改正 後 0) 条例第十二条第二 項 0) 規定の 適 用 K つい ては、 同 項中 講 じ な け

n

ればならない」とする。

(提案理由)

ば

ならない」とあるのは

「講じるよう努めなけ

害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サ 1 ビ スの事業等の人員、 設備 及び 運

的に 営に 支援するため 関する 基準等 *の* 0) 法律 部 に を改正する省令 基づく 福 祉 朩] (令和三年 ムの 設 強備及び 厚生労働省令第十号) 運 営に 関 でする基準 準 の施 平 -成十八 行による障 年 厚生 害者 |労働省令第百七十六号) 0 日常生活及び社会生 0) 活 改正 を総 13 合

伴 61 業務継続計 画 0 策定等に係る規定を設けるほ か、 規定を整備する必要がある。